

経営者向け 『会社の税務会計通信』 R4. 12月号

インボイス制度まであと10ヶ月

税金のワンポイントアドバイス

自分はインボイス制度に登録すべき？ ～第1弾～ 自社の売上と得意先との関係

**「課税事業者」に対して「課税売上」があるなら…
⇒登録しないと不利益を被るかも知れません！**

課税事業者？ → 消費税の納税義務がある事業者です。

課税売上？ → 消費税の計算に含めなければならない売上です。
不動産賃貸業ではテナントの貸付け等が該当します。
(住宅や更地の貸付けは非課税売上です。)

得意先(テナント)から家賃について問い合わせを受けている。登録か値下げを要請されているがどうするべきなのか、家賃を110万円と仮定して検討してみましょう。

消費税分を値下げしたケース	登録して課税事業者になったケース
売上110万円 値下額10万円 $110万円 - 10万円 = 100万円(手残り)$ 値下前は110万円の利益があったが、 値下によって 手残りは10万円減った。	(簡易課税制度の適用を前提) 売上110万円 消費税額10万円 $10万円 \times 40\% ※ = 4万円$ $10万円 - 4万円 = 6万円(納税額)$ $110万円 - 6万円 = 104万円(手残り)$ 登録によって消費税の納税義務が発生し、 手残りは6万円減った。 ※割合は業種によって変わります。 40%は不動産業の想定です。

一般的には値下額より納税額が低くなれば課税事業者になって登録したほうが有利です。しかし令和11年までは経過措置もあるため実際の判断にはもう少し複雑な計算を要します。自社の場合はどうするのが有利なのか判断に困ったときは是非東京シティ税理士事務所にご相談ください。

この記事は配信用に税金を簡易な表現で記載しております。インボイスについて疑問がある方は是非東京シティ税理士事務所にご相談ください。

■ 電話・メール相談



TEL : 03-3344-3301
FAX : 03-3344-9053
Mail : ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間 09:30～17:30
(土・日・祝は12:00～13:00除く)

編集担当：新町 聡子



面接相談

新宿相談所 (新宿三井ビル33階：新宿駅徒歩7分) 03-3344-3301
横浜相談所 (横浜スカイビル20階：横浜駅直結) 045-440-6678
東京日本橋相談所 (ビジネスエアポート日本橋内：日本橋駅B1出口より徒歩2分)
03-3344-3308